

文京区指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正のあらまし

- (1) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正に伴い、介護現場の生産性向上に資する取組を推進するほか、管理者の兼務範囲の明確化、高齢者施設等と医療機関の連携強化及び運営規定等のウェブサイトへの掲載の義務付け等について、改正を行う。
- (2) その他、規定の整備を行う。

2 新旧対照表

改正後（案）	現行
目次	目次
第一章～第十一章（略）	第一章～第十一章（略）
付則	付則
第一条～第六条（略） （定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）	第一条～第六条（略） （定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）
第七条（略）	第七条（略）
2～4（略）	2～4（略）
5（略）	5（略）
一～十（略） （削る）	一～十（略）
十一（略）	<u>十一 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成十八年旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）</u>
6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当	十二（略） 6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当

一～七（略）

八 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

九 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

十（略）

十一（略）

第二十六条～第三十四条（略）

（揭示）

第三十五条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項_____を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第三十六条～第四十二条（略）

（記録の整備）

一～七（略）

（新設）

（新設）

八（略）

九（略）

第二十六条～第三十四条（略）

（揭示）

第三十五条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を揭示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

（新設）

第三十六条～第四十二条（略）

（記録の整備）

第四十三条（略）

2（略）

一（略）

二 第二十一条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第二十五条第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四（略）

五 第二十七条第十項に規定する訪問看護報告書

六 第二十九条の規定による区への通知に係る記録

七 第三十九条第二項の規定による苦情の内容等の記録

八 第四十一条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第四十四条～第四十七条（略）

（訪問介護員等の員数）

第四十八条（略）

2（略）

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4（略）

一～十（略）

（削る）

十一（略）

第四十三条（略）

2（略）

一（略）

二 第二十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

（新設）

三（略）

四 第二十七条第十一項に規定する訪問看護報告書

五 第二十九条に規定する区への通知に係る記録

六 第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録

七 第四十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第四十四条～第四十七条（略）

（訪問介護員等の員数）

第四十八条（略）

2（略）

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4（略）

一～十（略）

十一 指定介護療養型医療施設

十二（略）

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第五十二条 (略)

一～四 (略)

五 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

六 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

七 (略)

八 (略)

九 (略)

第五十三条～第五十八条 (略)

(記録の整備)

第五十九条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 次条において準用する第二十一条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第五十二条第六号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 次条において準用する第二十九条の規定による区への通知に係る記録

五 次条において準用する第三十九条第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第四十一条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第六十条～第六十条の三 (略)

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第五十二条 (略)

一～四 (略)

(新設)

(新設)

五 (略)

六 (略)

七 (略)

第五十三条～第五十八条 (略)

(記録の整備)

第五十九条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 次条において準用する第二十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

三 次条において準用する第二十九条に規定する区への通知に係る記録

四 次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 次条において準用する第四十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第六十条～第六十条の三 (略)

(管理者)

第六十条の四 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他_{_____}の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第六十条の五～第六十条の八 (略)

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第六十条の九 (略)

一～四 (略)

五 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

六 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

七 (略)

八 (略)

第六十条の十～第六十条の十八 (略)

(記録の整備)

第六十条の十九 (略)

2 (略)

一 (略)

二 次条において準用する第二十一条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第六十条の九第六号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない

(管理者)

第六十条の四 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他_{_____}の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第六十条の五～第六十条の八 (略)

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第六十条の九 (略)

一～四 (略)

(新設)

(新設)

五 (略)

六 (略)

第六十条の十～第六十条の十八 (略)

(記録の整備)

第六十条の十九 (略)

2 (略)

一 (略)

二 次条において準用する第二十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

理由の記録

四 次条において準用する第二十九条の規定による区への通知に係る記録

五 次条において準用する第三十九条第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 前条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

七 (略)

第六十条の二十～第六十条の二十の二 (略)
(準用)

第六十条の二十の三 第十条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十九条、第三十三条の二、第三十五条から第三十九条まで、第四十一条の二、第四十二条、第五十四条、第六十条の二、第六十条の四及び第六十条の五第四項並びに前節（第六十条の二十を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第六十条の十二に規定する運営規程をいう。第三十五条第一項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第三十三条の二第二項、第三十五条第一項並びに第四十一条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第六十条の五第四項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着

三 次条において準用する第二十九条に規定する区への通知に係る記録

四 次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 前条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

六 (略)

第六十条の二十～第六十条の二十の二 (略)
(準用)

第六十条の二十の三 第十条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十九条、第三十三条の二、第三十五条から第三十九条まで、第四十一条の二、第四十二条、第五十四条、第六十条の二、第六十条の四及び第六十条の五第四項並びに前節（第六十条の二十を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第六十条の十二に規定する運営規程をいう。第三十五条第一項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第三十三条の二第二項、第三十五条第一項並びに第四十一条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第六十条の五第四項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着

型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第六十条の九第四号、第六十条の十第五項、第六十条の十三第三項及び第四項並びに第六十条の十六第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第六十条の十九第二項第二号中「次条において準用する第二十一条第二項」とあるのは「第二十一条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十九条」とあるのは「第二十九条」と、同項第五号中「次条において準用する第三十九条第二項」とあるのは「第三十九条第二項」と読み替えるものとする。

(この節の趣旨)

第六十条の二十一～第六十条の二十三 (略)

(管理者)

第六十条の二十四 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2～3 (略)

第六十条の二十五～第六十条の二十九 (略)

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第六十条の三十 (略)

一～二 (略)

三 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命

型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第六十条の九第四号、第六十条の十第五項、第六十条の十三第三項及び第四項並びに第六十条の十六第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第六十条の十九第二項第二号中「次条において準用する第二十一条第二項」とあるのは「第二十一条第二項」と、同項第三号中「次条において準用する第二十九条」とあるのは「第二十九条」と、同項第四号中「次条において準用する第三十九条第二項」とあるのは「第三十九条第二項」と読み替えるものとする。

(この節の趣旨)

第六十条の二十一～第六十条の二十三 (略)

(管理者)

第六十条の二十四 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2～3 (略)

第六十条の二十五～第六十条の二十九 (略)

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第六十条の三十 (略)

一～二 (略)

(新設)

又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五 (略)

六 (略)

七 (略)

第六十条の三十一～第六十条の三十六 (略)
(記録の整備)

第六十条の三十七 (略)

2 (略)

一～二 (略)

三 次条において準用する第二十一条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

四 第六十条の三十四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

五 次条において準用する第二十九条の規定による区への通知に係る記録

六 次条において準用する第三十九条第二項の規定による苦情の内容等の記録

七 次条において準用する第六十条の十八第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

八 (略)

第六十条の三十八～第六十二条 (略)
(管理者)

第六十三条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなけ

(新設)

三 (略)

四 (略)

五 (略)

第六十条の三十一～第六十条の三十六 (略)
(記録の整備)

第六十条の三十七 (略)

2 (略)

一～二 (略)

三 次条において準用する第二十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

四 次条において準用する第二十九条に規定する区への通知に係る記録

五 次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第六十条の十八第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

七 (略)

第六十条の三十八～第六十二条 (略)
(管理者)

第六十三条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなけ

ればならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

第六十四条～第六十五条 (略)

(利用定員等)

第六十六条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第八条第二十五項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第八十三条第七項、第百十一条第九項及び第百九十三条第八項において「指定居宅サービス事業等」という。）について三年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第六十七条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所

ればならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

第六十四条～第六十五条 (略)

(利用定員等)

第六十六条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第八条第二十五項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは_____

_____指定介護療養型医療施設の運営（第八十三条第七項、第百十一条第九項及び第百九十三条第八項において「指定居宅サービス事業等」という。）について三年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第六十七条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所

介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、若しくは _____ 他の事業所、施設等の職務に従事すること又は当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、 _____ 他^二の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

第六十八条～第七十条 (略)

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第七十一条 (略)

一～四 (略)

五 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

六 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

七 (略)

八 (略)

第七十二条～第七十九条 (略)

(記録の整備)

第八十条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 次条において準用する第二十一条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第七十一条第六号の規定による身体的

介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、若しくは 同一敷地内にある 他の事業所、施設等の職務に従事すること又は当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、 同一敷地内にある 他^二の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

第六十八条～第七十条 (略)

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第七十一条 (略)

一～四 (略)

(新設)

(新設)

五 (略)

六 (略)

第七十二条～第七十九条 (略)

(記録の整備)

第八十条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 次条において準用する第二十一条第二項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 次条において準用する第二十九条の規定による区への通知に係る記録

五 次条において準用する第三十九条第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第六十条の第十八第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

七 (略)

第八十一条～第八十二条 (略)

(従業者の員数等)

第八十三条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、	介護職員
	指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設	

三 次条において準用する第二十九条に規定する区への通知に係る記録

四 次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 次条において準用する第六十条の第十八第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

六 (略)

第八十一条～第八十二条 (略)

(従業者の員数等)

第八十三条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、	介護職員
	指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床を有	

は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等
_____を行ってはならない。

六 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

七 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

八 （略）

九 （略）

第九十四条～第百六条（略）

（居住機能を担う併設施設等への入居）

第百七条（略）

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第百七条の二 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介

は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）
_____を行ってはならない。

六 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（新設）

七 （略）

八 （略）

第九十四条～第百六条（略）

（居住機能を担う併設施設等への入居）

第百七条（略）

（新設）

（新設）

介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的開催しなければならない。

（記録の整備）

第百八条（略）

2（略）

一～二（略）

三 次条において準用する第二十一条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

四 第九十三条第六号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

五 次条において準用する第二十九条の規定による区への通知に係る記録

六 次条において準用する第三十九条第二項の規定による苦情の内容等の記録

七 次条において準用する第四十一条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

八（略）

（準用）

第百九条～第百十一条（略）

（管理者）

第百十二条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は_____他

（記録の整備）

第百八条（略）

2（略）

一～二（略）

三 次条において準用する第二十一条第二項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

四 第九十三条第六号に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

五 次条において準用する第二十九条に規定する 区への通知に係る記録

六 次条において準用する第三十九条第二項に規定する 苦情の内容等の記録

七 次条において準用する第四十一条第二項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

八（略）

（準用）

第百九条～第百十一条（略）

（管理者）

第百十二条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他

の事業所、施設等 _____

_____の職務
に従事することができるものとする。

2～3（略）

第百十三条～第百二十一条（略）

（管理者による管理）

第百二十二条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合）は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、 _____
_____当該
共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

第百二十三条～百二十五条（略）

（協力医療機関等）

第百二十六条（略）

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者

は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者

は、一年に一回以上、協力医療機関との間

の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2～3（略）

第百十三条～第百二十一条（略）

（管理者による管理）

第百二十二条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合）は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

第百二十三条～百二十五条（略）

（協力医療機関等）

第百二十六条（略）

（新設）

（新設）

で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、区長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者

(新設)

は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者

(新設)

は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者

(新設)

は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 (略)

2 (略)

8 (略)

3 (略)

第二百二十七条 (略)

第二百二十七条 (略)

(記録の整備)

(記録の整備)

第二百二十八条 (略)

第二百二十八条 (略)

2 (略)

2 (略)

一 (略)

一 (略)

二 第百十六条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 第百十六条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第百十八条第六項の規定による身体的

三 第百十八条第六項に規定する身体的

拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 次条において準用する第二十九条の規定による区への通知に係る記録

五 次条において準用する第三十九条第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第四十一条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

七 (略)

(準用)

第二百二十九条 第十条、第十一条、第十三条、第十四条、第二十三条、第二十九条、第三十三条の二、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十一条から第四十二条まで、第六十条の十一、第六十条の十六、第六十条の十七（第五項を除く。）、第百条、第百三条、第百五条及び第百七条の二の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条に規定する運営規程」とあるのは「第百二十三条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三十三条の二第二項、第三十五条第一項並びに第四十一条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第六十条の十一第二項中「この節」とあるのは「第七章第四節」と、第六十条の十六第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第六十条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、第百条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは

拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 次条において準用する第二十九条に規定する区への通知に係る記録

五 次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第四十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

七 (略)

(準用)

第二百二十九条 第十条、第十一条、第十三条、第十四条、第二十三条、第二十九条、第三十三条の二、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十一条から第四十二条まで、第六十条の十一、第六十条の十六、第六十条の十七（第五項を除く。）、第百条、第百三条及び第百五条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条に規定する運営規程」とあるのは「第百二十三条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三十三条の二第二項、第三十五条第一項並びに第四十一条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第六十条の十一第二項中「この節」とあるのは「第七章第四節」と、第六十条の十六第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第六十条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、第百条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と

「介護従業者」と、第百三条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第百三十条 (略)

(従業者の員数)

第百三十一条 (略)

2～6 (略)

7 (略)

一 (略)

二 (削る)

三 (略)

8～10 (略)

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号アの規定の適用については、当該規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。

一 第百五十条において準用する第百七条の二に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

二 介護機器を複数種類活用していること。

と、第百三条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第百三十条 (略)

(従業者の員数)

第百三十一条 (略)

2～6 (略)

7 (略)

一 (略)

二 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

三 (略)

8～10 (略)

(新設)

三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第百三十二条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は _____ 他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

第百三十三条～第百四十七条（略）

(協力医療機関等)

第百四十八条（略）

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(管理者)

第百三十二条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

第百三十三条～第百四十七条（略）

(協力医療機関等)

第百四十八条（略）

(新設)

(新設)

(新設)

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、区長に届け出なければならない。

(新設)

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

(新設)

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(新設)

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

(新設)

7 (略)

(記録の整備)

第百四十九条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 第百三十七条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第百三十九条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 第百四十七条第三項の規定による結果等の記録

五 次条において準用する第二十九条の規

2 (略)

(記録の整備)

第百四十九条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 第百三十七条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第百三十九条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 第百四十七条第三項に規定する結果等の記録

五 次条において準用する第二十九条に規

定による区への通知に係る記録

六 次条において準用する第三十九条第二項の規定による苦情の内容等の記録

七 次条において準用する第四十一条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

八 (略)
(準用)

第百五十条 第十三条、第十四条、第二十三条、第二十九条、第三十三条の二、第三十五条から第三十九条まで、第四十一条から第四十二条まで、第六十条の十一、第六十条の十五、第六十条の十六、第六十条の十七（第五項を除く。）、第百条及び第百七条の二の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十三条の二第二項、第三十五条第一項並びに第四十一条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第六十条の十一第二項中「この節」とあるのは「第八章第四節」と、第六十条の十六第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第六十条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と読み替えるものとする。

第百五十一条 (略)
(従業者の員数)

第百五十二条 (略)
2～7 (略)
8 (略)
一～二 (略)

定する区への通知に係る記録

六 次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録

七 次条において準用する第四十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

八 (略)
(準用)

第百五十条 第十三条、第十四条、第二十三条、第二十九条、第三十三条の二、第三十五条から第三十九条まで、第四十一条から第四十二条まで、第六十条の十一、第六十条の十五、第六十条の十六、第六十条の十七（第五項を除く。）及び第百条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十三条の二第二項、第三十五条第一項並びに第四十一条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第六十条の十一第二項中「この節」とあるのは「第八章第四節」と、第六十条の十六第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第六十条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と読み替えるものとする。

第百五十一条 (略)
(従業者の員数)

第百五十二条 (略)
2～7 (略)
8 (略)
一～二 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(管理者による管理)

第百六十八条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、_____他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第百六十九条（略）

一～四（略）

五 第百五十九条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。

六 第百七十九条において準用する第三十九条第二項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

七 第百七十七条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

第百七十条～第百七十三条（略）

(協力医療機関等)

第百七十四条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限

(新設)

(管理者による管理)

第百六十八条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第百六十九条（略）

一～四（略）

五 第百五十九条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

六 第百七十九条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等を記録すること。

七 第百七十七条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

第百七十条～第百七十三条（略）

(協力病院等)

第百七十四条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院_____

る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、区長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努め

_____を定めておかなければならない。_____

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

なければならない。

6 (略)

第百七十五条～第百七十七条 (略)

(記録の整備)

第百七十八条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 第百五十七条第二項の規定による提供
した具体的なサービスの内容等の記録

三 第百五十九条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 次条において準用する第二十九条の規定による区への通知に係る記録

五 次条において準用する第三十九条第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 前条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

七 (略)

(準用)

第百七十九条 第十条、第十一条、第十三条、第十四条、第二十三条、第二十九条、第三十三条の二、第三十五条、第三十七条、第三十九条、第四十一条の二、第四十二条、第六十条の十一、第六十条の十五、第六十条の十七（第五項を除く。）及び第百七条の二の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条に規定する運営規程」とあるのは「第百七十条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三十三条の二第二項、第三十五条第一項並びに第四十一条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、

2 (略)

第百七十五条～第百七十七条 (略)

(記録の整備)

第百七十八条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 第百五十七条第二項に規定する提供
した具体的なサービスの内容等の記録

三 第百五十九条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 次条において準用する第二十九条に規定する区への通知に係る記録

五 次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 前条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

七 (略)

(準用)

第百七十九条 第十条、第十一条、第十三条、第十四条、第二十三条、第二十九条、第三十三条の二、第三十五条、第三十七条、第三十九条、第四十一条の二、第四十二条、第六十条の十一、第六十条の十五及び第六十条の十七（第五項を除く。）の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条に規定する運営規程」とあるのは「第百七十条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三十三条の二第二項、第三十五条第一項並びに第四十一条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、

第十四条第一項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第二項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第六十条の十一第二項中「この節」とあるのは「第九章第四節」と、第六十条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と読み替えるものとする。

第一百八十条～第一百八十八条（略）

（勤務体制の確保等）

第一百八十九条（略）

2～4（略）

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6（略）

第一百九十条（略）

（準用）

第一百九十一条 第十条、第十一条、第十三条、第十四条、第二十三条、第二十九条、第三十三条の二、第三十五条、第三十七条、第三十九条、第四十一条の二、第四十二条、第六十条の十一、第六十条の十五、第六十条の十七（第五項を除く。）、第一百七条の二、第一百五十五条から第一百五十七条まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十五条から第一百六十九条まで及び第一百七十三条から第七十八条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条に規定する運営規

第十四条第一項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第二項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第六十条の十一第二項中「この節」とあるのは「第九章第四節」と、第六十条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と読み替えるものとする。

第一百八十条～第一百八十八条（略）

（勤務体制の確保等）

第一百八十九条（略）

2～4（略）

(新設)

5（略）

第一百九十条（略）

（準用）

第一百九十一条 第十条、第十一条、第十三条、第十四条、第二十三条、第二十九条、第三十三条の二、第三十五条、第三十七条、第三十九条、第四十一条の二、第四十二条、第六十条の十一、第六十条の十五、第六十条の十七（第五項を除く。）_____、第一百五十五条から第一百五十七条まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十五条から第一百六十九条まで及び第一百七十三条から第七十八条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条に規定する運営規

程」とあるのは「第八十八條に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三十三條の二第二項、第三十五條第一項並びに第四十一條の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第十四條第一項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同條第二項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第六十條の十一第二項中「この節」とあるのは「第九章第五節」と、第六十條の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、第六十九條中「第六十條」とあるのは「第九十一條において準用する第六十條」と、同條第五号中「第五十九條第五項」とあるのは「第八十四條第七項」と、同條第六号中「第七十九條」とあるのは「第九十一條」と、同條第七号中「第七十七條第三項」とあるのは「第九十一條において準用する第七十七條第三項」と、第七十八條第二項第二号中「第五十七條第二項」とあるのは「第九十一條において準用する第五十七條第二項」と、同項第三号中「第五十九條第五項」とあるのは「第八十四條第七項」と、同項第四号及び第五号中「次條」とあるのは「第九十一條」と、同項第六号中「前條第三項」とあるのは「第九十一條において準用する前條第三項」と読み替えるものとする。

第九十二條（略）

（従業者の員数等）

程」とあるのは「第八十八條に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三十三條の二第二項、第三十五條第一項並びに第四十一條の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第十四條第一項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同條第二項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第六十條の十一第二項中「この節」とあるのは「第九章第五節」と、第六十條の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、第六十九條中「第六十條」とあるのは「第九十一條において準用する第六十條」と、同條第五号中「第五十九條第五項」とあるのは「第八十四條第七項」と、同條第六号中「第七十九條」とあるのは「第九十一條」と、同條第七号中「第七十七條第三項」とあるのは「第九十一條において準用する第七十七條第三項」と、第七十八條第二項第二号中「第五十七條第二項」とあるのは「第九十一條において準用する第五十七條第二項」と、同項第三号中「第五十九條第五項」とあるのは「第八十四條第七項」と、同項第四号及び第五号中「次條」とあるのは「第九十一條」と、同項第六号中「前條第三項」とあるのは「第九十一條において準用する前條第三項」と読み替えるものとする。

第九十二條（略）

（従業者の員数等）

は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。

二～六（略）

七 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

八（略）

九（略）

十（略）

十一（略）

十二（略）

第二百条～第二百二条（略）

（記録の整備）

第二百三条（略）

2（略）

一～二（略）

三 第百九十九条第六号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四～五（略）

六 次条において準用する第二十一条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

妥当適切に行うものとする。

のとする。

二～六（略）

（新規）

七（略）

八（略）

九（略）

十（略）

十一（略）

第二百条～第二百二条（略）

（記録の整備）

第二百三条（略）

2（略）

一～二（略）

三 第百九十九条第六号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四～五（略）

六 次条において準用する第二十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

七 次条において準用する第二十九条の規定による区への通知に係る記録

八 次条において準用する第三十九条第二項の規定による苦情の内容等の記録

九 次条において準用する第四十一条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

十 (略)

(準用)

第二百四条 第十条から第十四条まで、第二十一条、第二十三条、第二十九条、第三十三条の二、第三十五条から第三十九条まで、第四十一条から第四十二条まで、第六十条の十一、第六十条の十三、第六十条の十六、第六十条の十七、第八十八条から第九十一条まで、第九十四条から第九十六条まで、第九十八条、第九十九条、第一百条から第一百五十五条まで、第一百七条及び第一百七条の二の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条に規定する運営規程」とあるのは「第二百四条において準用する第一百条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三十三条の二第二項、第三十五条第一項並びに第四十一条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第六十条の十一第二項中「この節」とあるのは「第十章第四節」と、第六十条の十三第三項及び第四項並びに第六十条の十六第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第六十条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二

七 次条において準用する第二十九条に規定する区への通知に係る記録

八 次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録

九 次条において準用する第四十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

十 (略)

(準用)

第二百四条 第十条から第十四条まで、第二十一条、第二十三条、第二十九条、第三十三条の二、第三十五条から第三十九条まで、第四十一条から第四十二条まで、第六十条の十一、第六十条の十三、第六十条の十六、第六十条の十七、第八十八条から第九十一条まで、第九十四条から第九十六条まで、第九十八条、第九十九条、第一百条から第一百五十五条まで及び第一百七条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条に規定する運営規程」とあるのは「第二百四条において準用する第一百条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三十三条の二第二項、第三十五条第一項並びに第四十一条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第六十条の十一第二項中「この節」とあるのは「第十章第四節」と、第六十条の十三第三項及び第四項並びに第六十条の十六第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第六十条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二

月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第八十八条中「第八十三条第十二項」とあるのは「第九十三条第十三項」と、第九十条及び第九十八条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第七十条中「第八十三条第六項」とあるのは「第九十三条第七項各号」と読み替えるものとする。

第二百五条（略）

（電磁的記録等）

第二百六条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十三条第一項（第六十条、第六十条の二十、第六十条の二十の三、第六十条の三十八、第八十一条、第九十条、第九十一条、第九十五条、第九十七条、第九十九条及び第二百四条において準用する場合を含む。）、第一百六条第一項、第三十七条第一項及び第五十七条第一項（第九十一条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録 _____

_____により
行うことができる。

2（略）

月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第八十八条中「第八十三条第十二項」とあるのは「第九十三条第十三項」と、第九十条及び第九十八条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第七十条中「第八十三条第六項」とあるのは「第九十三条第七項各号」と読み替えるものとする。

第二百五条（略）

（電磁的記録等）

第二百六条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十三条第一項（第六十条、第六十条の二十、第六十条の二十の三、第六十条の三十八、第八十一条、第九十条、第九十一条、第九十五条、第九十七条、第九十九条及び第二百四条において準用する場合を含む。）、第一百六条第一項、第三十七条第一項及び第五十七条第一項（第九十一条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により
行うことができる。

2（略）

付 則 (令和六年 月 日条例 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十条第二項第二号及び第二百六条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

(重要事項の揭示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和七年三月三十一日までの間、この条例による改正後の文京区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第三十五条第三項（第六十条、第六十条の二十、第六十条の二十の三、第六十条の三十八、第八十一条、第九十九条、第二百二十九条、第二百五十条、第七百七十九条、第九百九十一条及び第二百四条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 施行日から令和七年三月三十一日までの間、新条例第九十三条第七号及び第九十九条第七号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新条例第一百七条の二（第二百二十九条、第二百五十条、第七百七十九条、第九百九十一条及び第二百四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第一百七条の二中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に係る経過措置)

5 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新条例第七十四条第一項（第九十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。